

北砂三・四・五丁目地区 地区計画変更に係る相談会 開催のご案内

北砂三・四・五丁目地区では、地区計画の変更に向けた検討を行っております。令和6年度から7年度にかけて、地区内に土地・建物をお持ちの方及びお住まいの方を対象に、アンケート調査や説明会を行い、頂いたご意見を踏まえて検討を進めてまいりました。

この度、「北砂三・四・五丁目地区地区計画」変更※の検討内容についてご理解を深めていただき、皆様のご心配事項に対応するため、砂町銀座通り沿道の土地・建物の権利者様等を対象に以下の通り相談会を開催いたします。

当日は、変更内容のご説明のほか、これまでの説明会で、特に建築物等の用途制限について懸念されているご意見がございましたので、こちらについても詳しくご説明いたします。

ぜひ、お気軽にご参加いただければと存じます。

※砂町銀座通り沿道を対象とした、**建築物等の用途制限、街並み誘導型地区計画**の追加

日時・場所

- ・日時：令和8年2月18日（水）
17：30～19：00（開場 17：25）
※議事進行の都合等により、
終了時間が変更となる場合があります。

- ・場所：砂町文化センター 2階 和室



▲会場位置図

当日の主な内容

- 地区計画変更の検討内容について
- 地区計画の変更によって想定される影響について
- 質疑応答

<事務局>

- 江東区 都市整備部 安全都市づくり課 不燃化推進係
担当：青木、下向、矢内 連絡先：03-3647-9491（直通）
- UR都市機構 東日本都市再生本部 密集市街地整備部 密集市街地整備第2課
担当：石原、杉村、村上 連絡先：03-5323-0350

【地区計画変更の内容】

これまでのアンケート調査等の結果を踏まえ、砂町銀座通り沿道を対象に、**建築物等の用途制限、街並み誘導型地区計画**を追加する変更を検討しています。

○建築物等の用途制限

将来に渡り、商店街の賑わいや店舗の連続性を確保するため
⇒住宅等※の用途の建築物(1階のみ)を制限する。

※ 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿、これらに付随する自動車車庫、及び倉庫業を営む倉庫

○街並み誘導型地区計画

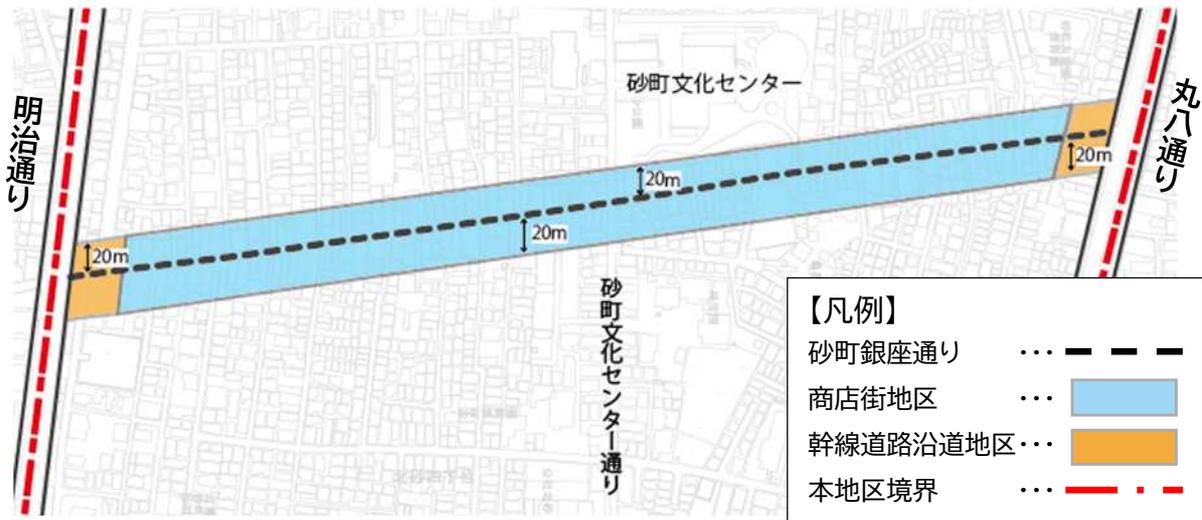
防災性の向上と良好な街並みを形成するため

⇒街並み誘導型地区計画を導入することで、
災害時の通行空間を確保し、高さや壁面が揃った街並みを形成する。

【対象範囲】

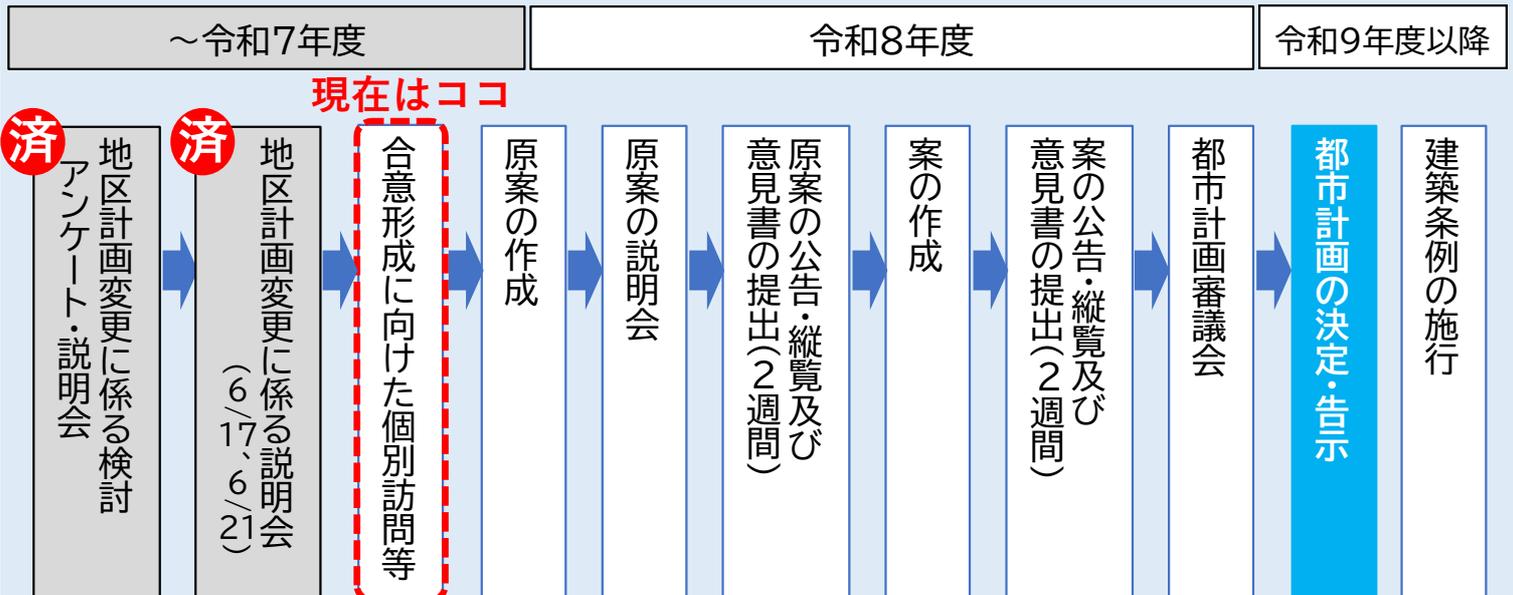
商店街地区※および幹線道路沿道地区※の範囲のうち、**砂町銀座通りに接している敷地**

※砂町銀座通りから20mの範囲



【今回の流れ(予定)】

都市計画法に基づき、地区計画変更の都市計画決定に向けた手続きを検討しています。



<問い合わせ先>

江東区 都市整備部 安全都市づくり課 不燃化推進係

【電話】 03-3647-9491 (直通)

【FAX】 03-3647-9009

【Eメール】 hunenka@city.koto.lg.jp

【住所】 江東区東陽4丁目1番28号